

# 大阪市の公園におけるトイレ設置基準

## 1 目的

公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、臭いなどの衛生面やいたずらによる施設破損等防犯面などの課題がある。

そこで、このような課題とともに現在の社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、公園管理者として、施設の必要性や適性規模を十分に勘案し、魅力ある公園を効率的・効果的に整備していくため、トイレの設置基準を定めるものである。

## 2 適用の範囲

本基準は市が所管する公園に、公園管理者がトイレを設置する場合に適用する。

## 3 用語の定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) トイレ 都市公園法（以下、「法」という。）第2条第2項第7号に掲げる便所のことをいう。
- (2) 有料施設 法上の公園施設であって当該施設の管理条例を根拠に利用料金を徴収する施設のことをいう。

## 4 設置の考え方

トイレは、遠方からの長時間利用者が見込まれる公園において設置することができるものとする。

## 5 設置の基準

下記各号のいずれかに該当する公園においては、トイレを設置する。

- (1) 公園面積が10ha以上の公園
- (2) 有料施設を有する公園又は公園管理者が利用調整を行う広場のある公園
- (3) 水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する公園として、大阪市公園条例施行規則第1条に定める公園
- (4) 前各号に掲げるもののほか、以下の条件に該当する公園
  - ア 行政区を代表する特色ある次の公園
    - 桃ヶ池公園、万代池公園、加賀屋緑地、矢倉緑地、正蓮寺川公園

- イ 地元住民団体等から下記の要件を満たす設置要望があり、公園管理者が認めたもの
- ・当該団体等によりトイレの設置について公園に隣接する住民の同意を得ていること
  - ・当該団体等がトイレの維持管理（清掃、光熱水費負担、巡視等）を行うこと

## 6 設置するトイレの標準的な規模

設置するトイレの標準的な規模は、女子大便器1基、男子大便器1基、男子小便器2基、手洗い各1基、多目的便房1箇所、清掃用水洗場1箇所を標準とする。  
なお、大便器は、原則、腰掛便座とする。

## 附 則

本基準は、令和元年6月10日から適用する。